

令和3年6月24日
監査委員決定

令和2年度内部統制評価報告書審査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、東京都監査委員監査基準及び令和3年監査基本計画に基づき、内部統制評価報告書審査を以下のとおり実施する。

1 審査の目的

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。

2 審査期間

審査依頼受領後から令和3年9月7日（火）まで

3 実施対象

（1）審査対象

令和2年度東京都内部統制評価報告書

（2）評価範囲

知事が担任する事務のうち、財務に関する事務

（3）対象局

総務局（内部統制推進部局及び内部統制評価部局）

また、必要に応じて内部統制の対象となっている各局等に対しても実地審査を行う。

4 審査の通知及び意見書の送付

知事に対する審査の通知は、知事からの審査依頼があり次第直ちに行い、また、知事への意見書の送付は、内部統制評価報告書審査意見の決定後速やかに行う。